

令和3年1月7日開催

第10回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第10回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年1月7日(木)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時55分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 14人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	4番	笹原	仁
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 4人

委	員	3番	菅井	誠
委	員	7番	林	秀和
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	4番	笹原	仁
委	員	12番	大村	明

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長 広瀬 淳次

主	幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長		小川	哲也
農地・農業振興担当係長		原	吉生
農地・農業振興担当主査		市原	英二
農地・農業振興担当主任		加藤	一実

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和2年度第10回（R3.1.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。
　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番 笹原委員、12番 大村委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R2. 12. 7（月）13：30～
　第9回農業委員会総会

◆ 今後の予定

1. R3. 2. 5（金）13：30～
　第11回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の25件を議題とします。
　事務局から、議案を説明させます。
　（事務局 議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、
田・現況はすべて畑」・面積（㎡）「5筆合計 31,438」

3 通知の理由

平成28年12月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により
貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現
況はすべて畑」・面積（㎡）「2筆合計 5,492」

3 通知の理由

平成29年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸
借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積（㎡）「2筆合計 42, 247」

3 通知の理由

平成27年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「72, 627」

3 通知の理由

平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その5

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ● ● ●
賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ● ● ●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 4 筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「5 筆合計 37, 105」
- 3 通知の理由
平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その6

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ● ●
● ● ● ● ● ●
賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ● ●
● ● ● ● ● ●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 9 筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「10 筆合計 63, 052」
- 3 通知の理由

平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その7

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「8, 167」

3 通知の理由

平成24年2月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その8

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●外13筆」・地目「公簿及び

現況はすべて畑」・面積（㎡）「14筆合計 58,575」

3 通知の理由

平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その9

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「20,140」

3 通知の理由

平成28年5月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その10

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、
雑種地・現況はすべて畑」・面積（㎡）「4筆合計
54,633」

3 通知の理由

平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸
借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

その1 1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現
況はすべて畑」・面積（㎡）「3筆合計 32,121」

3 通知の理由

平成29年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸
借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

その1 2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「2 筆合計 5, 1 5 5」

3 通知の理由

平成 2 7 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 1 3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿一用悪水路・現況は畑」・面積 (㎡) 「1, 2 7 8」

3 通知の理由

平成 2 8 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 1 4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 7 筆」・地目「公簿一畑、山林・現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「8 筆合計 8 7, 8 5 9」

3 通知の理由

平成 2 5 年 9 月 1 2 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 1 5

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 2 筆」・地目「公簿一畑、雑種地・現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「3 筆合計 8, 1 6 1」

3 通知の理由

平成 2 7 年 6 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 16

1 通知者の住所氏名

賃貸人－旭川市 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「80,000」

3 通知の理由

平成28年6月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 17

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡湧別町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 4 筆」・地目「公簿－畑、原野、山林・現況はすべて畑」・面積（㎡）「5 筆合計 62,952」

3 通知の理由

平成25年9月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その18

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積(m²)「3筆合計 30,384」
- 3 通知の理由
平成28年5月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その19

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積(m²)「3筆合計 30,122」
- 3 通知の理由
平成29年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸

借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その20

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ● 外3筆」・地目「公簿－原野、畑・現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「4筆合計 32,800」

3 通知の理由

平成28年5月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その21

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「3,126」

3 通知の理由

平成25年9月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その22

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●、遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ● 外12筆」・地目「公簿一畑、原野・現況はすべて畑」・面積 (m²) 「13筆合計 70,162」

3 通知の理由

平成28年5月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その23

1 通知者の住所氏名

賃貸人－北見市 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積（㎡）「2筆合計 31,880」

3 通知の理由
平成28年5月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その24

1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外17筆」・地目「公簿－畑、雑種地、原野・現況はすべて畑」・面積（㎡）「18筆合計 245,550」

3 通知の理由
平成25年9月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その25

1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●」・地番「● ● ● ● 外 4 筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「5 筆合計 87, 444」

3 通知の理由

平成30年7月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その3」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その6」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第1号「その8」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第1号「その9」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第1号「その10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第1号「その11」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その12」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その13」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その14」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その15」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その16」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その17」についての質疑を行います。
質疑はありますか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その18」についての質疑を行います。
質疑はありますか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その20」についての質疑を行います。
質疑はありますか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その21」についての質疑を行います。
質疑はありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その22」についての質疑を行います。
質疑ありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その23」についての質疑を行います。
質疑はありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その24」についての質疑を行います。
質疑はありますか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その25」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号8から10につきましては、所有権移転でございます。
整理番号8・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿－原野・現況は畑」・面積(㎡)「530」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 392, 467」・申請理由「経営規模拡大のため」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号9・所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計 1, 667」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 1, 067, 276」・申請理由「経営規模拡大のため」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号10・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「1,511」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「4」・経営面積（㎡）「畑 453,766」・申請理由「経営規模拡大のため」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号9」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：08～14：08）

議 長 再開します。
これより、議案第2号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号9」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（14：09～14：09）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号9」については、原案のとおり決定したので、その旨をご報告します。

次に、議案第2号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 用途区分変更の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(㎡)「269」
- 2 用途区分変更後の土地利用計画
営農飲雑用水施設（若咲内配水池）を建設する
- 3 用途区分変更後の土地利用計画面積
269㎡
- 4 用途区分変更の理由
農業用施設建設のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が農業用施設を設置するための計画変更申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」38件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号46～49につきましては、所有権移転でございます。
整理番号46、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一畑、宅地・現況は全て畑」・面積(m²)「9筆合計 83,749.15」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.1.15」・支払期限「R3.3.12」・金額(円)「全筆6,281,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買入を行う件でございます。

なお、今後の予定ですが、買入後、新規就農法人であります●● ●●と賃貸借を設定する予定となっております。

また、相手方であります●● ●●については、先月の総会後に開催された農地部会において農地所有適格法人の要件を満たしていること確認済みですので申し添えます。

整理番号47、所在「●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿一原野、畑・現況は全て畑」・面積(m²)「23筆合計 123,445」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.1.15」・支払期限「R3.3.12」・金額(円)「全筆9,258,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第9回総会で買入協議要請を行った農地について、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買入を行う件でございます。

整理番号48、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 45, 230」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3. 1. 15」・支払期限「R3. 3. 12」・金額（円）「全筆2, 940, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買入を行う件でございます。

整理番号49、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「10, 227」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3. 1. 15」・支払期限「R3. 5. 31」・金額（円）「全筆767, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、11月の第8回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号50～82につきましては、賃貸借でございます。
また、整理番号50～82につきましては、農地中間管理事業実施の案件でございます。

整理番号50、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「32, 007」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 1. 15」・終期「R8. 1. 14」・期間「5年」・金額（円）「年32, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により交換耕作を行う件でござ

ございます。

整理番号51、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 28,511」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R8.1.14」・期間「5年」・金額（円）「年28,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により交換耕作を行う件でございます。

整理番号52、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「32,007」・貸主「●● ●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R8.1.14」・期間「5年」・金額（円）「年32,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により交換耕作を行う件でございます。

整理番号53、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 28,511」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R8.1.14」・期間「5年」・金額（円）「年28,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により交換耕作を行う件でございます。

整理番号54、所在「●●●●、●●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿－畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「10筆合計 65,327」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年202,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号55、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「6筆合計 60,559」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額(円)「年187,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号56、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 30,384」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額(円)「年94,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号57、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 36,198」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額(円)「年112,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号58、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 31,001」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年96,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号59、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 126,778」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年393,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号60、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 37,140」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年115,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号61、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 42,191」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年130,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号62、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「91,136」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年145,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号63、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 5,492」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年17,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号64、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 55,310」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年171,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号65、所在「●●●、●●●」・地番「●●外5筆」・地目

「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 66,668」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年206,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号66、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 24,489」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年75,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号67、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿一畑、宅地、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「7筆合計 48,883.04」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年151,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号68、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「72,627」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年225,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号69、所在「●●●」・地番「●●外12筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「13筆合計 60, 175」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 1. 15」・終期「R13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年186, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号70、所在「●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「10筆合計 63, 052」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 1. 15」・終期「R13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年195, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号71、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 65, 734」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3. 1. 15」・終期「R13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年203, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号72、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、用悪水路・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 38, 064」・貸

主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 1. 15」・終期「R 13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年117,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号73、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 37,105」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 1. 15」・終期「R 13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年115,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号74、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「33,471」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 1. 15」・終期「R 13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年103,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号75、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「4,936」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 1. 15」・終期「R 13. 1. 14」・期間「10年」・金額（円）「年15,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号76、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「45,586」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年141,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号77、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 50,592」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年156,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号78、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「8,545」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年26,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号79、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、山林、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 56,536」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.

14」・期間「10年」・金額（円）「年175,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号80、所在「●●●、●●●、●●●、●●●、●●●」・地番「●●外121筆」・地目「公簿一畑、原野、雑種地、宅地、用悪水路、山林・現況は全て畑」・面積（㎡）「122筆合計 1,257,979.04」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R13.1.14」・期間「10年」・金額（円）「年3,751,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号81、所在「●●●、●●●」・地番「●●外18筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「19筆合計 306,592」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R9.1.14」・期間「6年」・金額（円）「年950,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号82、所在「●●●、●●●」・地番「●●外18筆」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「19筆合計 306,592」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.1.15」・終期「R9.1.14」・期間「6年」・金額（円）「年950,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号83につきましては、使用貸借でございます。

整理番号83、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一牧場、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 126,528」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「R3.1.15」・終期「R13.3.31」・期間「10年2ヶ月」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、使用貸借を設定しておりましたが、期間満了のため新たに使用貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「整理番号46」についての質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号47」についての質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号48」についての質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号49」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号50」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号51」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号52」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号53」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号54」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号55」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号56」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号57」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号58」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号59」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号60」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号61」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号62」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号63」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号64」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号65」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号66」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号67」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号68」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号69」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号70」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号71」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号72」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第4号「整理番号73」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号74」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号75」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号76」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号77」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号78」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号79」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

暫時休憩いたします。(14:47~14:47)

職務代理者 再開します。
これより、議案第4号「整理番号80」と「整理番号81」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(14:48~14:48)

職務代理者 再開します。
これより、議案第4号「整理番号80」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号81」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室
させます。
暫時休憩いたします。(14:49~14:49)

職務代理者 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号80」と「整理番号81」については、原案
のとおり決定したので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。(14:50~14:50)

議 長 再開します。

次に、議案第4号「整理番号82」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号83」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」2件を議題としま
す。事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その 1

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 4 筆」・地目「公簿一畑、
田・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5 筆合計 3 1, 4 3 8」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その 2

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積 (㎡) 「5, 8 5 2」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 5 号「その 1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、議案第 5 号「その 2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ
んか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名を行います。

議案第5号「その1」及び「その2」とも
6番 菅井（美）委員、8番 鈴木委員を指名します。

各委員は、よろしく申し上げます。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号29、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外3筆」・地目「公
簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「4筆合計 17, 2
11」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・
調査員「17番石丸委員、9番岡田委員、5番西委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記
を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、17番石丸委員、9番岡田委員、5
番西委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記
はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第6号「整理番号29」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和2年度第10回農業委員会総会を閉会します。